

令和 4 年度第 8 回庁議提案  審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 7 月 1 9 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 7〕

|  |
|--|
| ① 件 名  |
| 石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について  |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）  |
| <p>【背景】</p> <p>本市においては、平成 1 7 年 4 月の合併後、市内全域がみなし過疎地域として指定されていたが、平成 2 2 年 4 月施行の「過疎地域自立促進特別措置法」（旧法）の改正により、平成 2 2 年 4 月からは、合併前の 4 地区（河北、雄勝、北上及び牡鹿）のみが過疎地域とみなす区域とされた。令和 3 年 4 月に新たな過疎対策法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 1 2 年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、令和 3 年 1 2 月に、4 地区（河北、雄勝、北上及び牡鹿）を対象とする石巻市過疎地域持続的発展計画を定めた。令和 4 年 4 月 1 日、総務省により、令和 2 年国勢調査の結果により過疎地域に異動がある市町村の公示が行われ、桃生地区が過疎地域とみなす区域として追加指定された。</p> <p>【目的】</p> <p>桃生地区の過疎地域指定に伴い、石巻市過疎地域持続的発展計画を変更するもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性  |
| <p>【根拠法令】</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>基本計画 第 5 編 地区別将来展望</p>  |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）   |
| <p>令和 4 年 4 月 桃生地区が過疎地域とみなす区域に指定</p> <p>5 月 庁内各課へ計画記載内容照会</p> <p>7 月 桃生地域まちづくり委員会へ説明</p> <p>宮城県協議（記載内容等調整）</p>   |
| ⑤ 主な内容   |
| <p>計画の対象地区に桃生地区を加えるために、石巻市過疎地域持続的発展計画を変更する。</p> <p>【変更箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桃生地区に係る地域の持続的発展の基本方針を追加</li> <li>・ 統計データの更新</li> <li>・ 過疎地域の拡大に伴う、地域の持続的発展のための基本目標の変更</li> <li>・ 産業振興促進区域へ桃生地区を追加</li> <li>・ 掲載事業の追加及び事業名の一部変更</li> </ul>   |

|   |
|---|
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>  |
| <p>桃生地区において、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが可能となるとともに、過疎対策事業債（充当率100%、交付税70%算入）の活用が可能となる。</p> <p>※ 合併後の過疎対策事業債活用額（令和3年度まで）：4,995,700千円</p>                               |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>   |
| <p>令和4年4月1日に新たに過疎地域に指定された県内の4町は、年度内に計画策定予定</p> <p>[令和3年度策定済]<br/>     気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、東松島市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、美里町及び南三陸町</p> <p>[令和4年度中に策定予定]<br/>     川崎町、松島町、大郷町及び涌谷町</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>   |
| <p>令和4年 8月 宮城県同意<br/>     9月 市議会第3回定例会に議案提出<br/>     10月 総務省及び県へ計画書を送付</p>  |
| <p>⑨ その他</p>  |
|   |